



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



ときどき梅雨らしく、じめっとした空気や雨が降り続く日があります。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

先日は、合気道部でOBと現役学生との合同練習会がありました。30名ほどのOBが練習に参加し、卒業してからも合気道を続けているOBが多いことに驚きました。（私はもうかれこれ長いことやっていませんが…）

昔は「悪いことしたら、痛いことするぞ！」と言って、息子にも技を掛けて遊んでいましたが、今や逆に抑え込まれる始末。合気道は全く使いこなせないということですね(^\_^)



\*職場で役立つ心理学\*

～大声で話す人は、実は小心者かも～

前回は声の印象についてお伝えしましたが、話し方も無意識な自己表現の一つで、話し方を観察することで、その人の性格や心理状態を推し量ることができます。ふだん、話し方は、話している当人もほとんど意識していないので、いわゆる“素”の状態が出やすいのです。

- 大声で話す…自信がある。ただし、小心者の人が周りに対して自信があるように見せるために大声で話すこともある。
- ハキハキと話す…外向的・社交的な性格。男性の場合、支配欲が強い傾向もある。
- 語尾を強く話す…自己主張が強いタイプ。反論されたくない気持ちの表れ。
- なんでも敬語で話す…人と距離を保ちたい状態。攻撃性を隠している場合もある。
- ポソポソと話す…話していて自己満足なタイプ。内向的な性格の人に多い。自信がない、緊張していることもある。
- しりすぼみになる…自分の意見に自信がないため、結論をぼやかしている。

★6月のお仕事カレンダー★



6/10	<ul style="list-style-type: none"><li>●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事</li><li>●5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li></ul>
6/30	<ul style="list-style-type: none"><li>●5月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付</li><li>●児童手当現況届の提出</li><li>●個人の道府県民税・市町村民税の納付&lt;第1期&gt;</li><li>●4月決算法人の確定申告・10月決算法人の中間申告</li><li>●7月・10月・翌年1月決算法人の消費税の中間申告</li></ul>

★トピックス★



～厚生労働省 平成28年の人口動態統計を公表 少子化に歯止めかからず～

厚生労働省は、今日2日、「平成28年人口動態統計月報年計(概数)の概況」を公表しました。  
話題となっているのは、出生数の減少です。平成28年の出生数が初めて100万人を割り込んだと、報道機関も大きく取り上げています。

出生数のピークは、昭和24年(1949年)の269万6638人(第1次ベビーブームの頃)。平成28年は97万6979人という結果となり、ピーク時の3分の1程度しかないこととなります。  
政府目標が1.8程度とされている合計特殊出生率をみると、平成28年は1.44と、前年から0.01ポイント低下しています。改善の兆しがみられていた出生率も低下ということで、少子化・人口減少の進行に歯止めがかかっていないことが浮き彫りになっています。

政府は、一億総活躍社会の実現に向けて、働き方改革に取り組んでいますが、それが進めば、出生率も上昇するという青写真を描いています。今回の調査結果を受けて、より具体的に出生率の上昇・少子化の改善に結び付けた政策が打ち出さ

## 今一度確認を！労働時間の考え方 (待機時間などは労働時間？)

本年5月、「ある地方裁判所で、大手流通グループの関連会社（警備業）の男性社員が宿直の仮眠時間は労働時間にあたるなどとして未払い残業代などの支払いを求めた訴訟の判決があり、裁判長が未払い残業代と付加金の計約 180 万円を支払うよう同社に命じた」という報道がありました。

また、「ある都道府県労働局が、勤務中に長時間の待機を求められ心筋梗塞で死亡した男性運転手について、労災を認めなかった労働基準監督署の決定を取り消し、逆転認定した」という報道もありました。この都道府県労働局は、労働基準監督署が労働時間と認めなかった待機時間を労働時間と認め、1 か月間に過労死ラインを上回る 133 時間程度の残業があったと判断し、労災認定したとのことです。

具体的な状況にもよりますが、仮眠時間や待機時間も、使用者の指揮命令下に置かれていると判断される場合には労働時間として取り扱われることになります。このことは、過去の最高裁判例でも示されており、また、厚生労働省が『「過労死等ゼロ」緊急対策』の一環として策定し普及を図っている「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」にも示されています。

労働時間とはどのような時間をいうのでしょうか？ ガイドラインの「労働時間の考え方」によると、

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次の①から③のような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

- ①使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
- ②使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）
- ③参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

今一度、社内で労働時間についての認識・管理を見直してみることが大切かもしれません。

\*マイナンバーも安心！  
当事務所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

